

表230 登録検査機関の簡易専用水道検査実施状況

(1) 検査結果

	検査数	助言に基づく報告数	
簡易専用水道	2,728	22	
用途別	共同住宅	1,541	16
	事務所	183	1
	店舗	114	2
	学校	246	-
	工場	47	-
	病院	41	-
	旅館	34	-
	興行場	12	-
	寮	85	-
	集会場	1	-
	併用	151	1
	その他	273	2

(2) 特に衛生上問題のあった施設の報告

内容		件数
不適項目総数		24
受水槽	水槽周囲の状態	1
	水槽本体の状態	4
	水槽内部の状態	2
	水槽上部の状態	7
	水槽のマンホールの状態	3
	水槽のオーバーフロー管の状態	1
	水槽の通気管の状態	2
	給水管の状態	-
その他	2	
給水栓	水質検査結果不適	2

注) 報告の助言を受けた施設のうち保健所への報告のあった件数とその内容

資料：生活衛生課

注) 「検査数」は受検した事実を保健所へ報告する旨の了承を得た数

資料：生活衛生課

§ 7 小規模受水槽水道等監視指導事業

水道法の規制を受けない小規模な受水槽や複数戸で用いている井戸については、水質や施設管理等の問題が指摘されており、不適切な管理が原因となって利用者の健康を害するおそれがあるため、平成7年10月1日「川崎市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例」を施行し、一部に簡易専用水道と同様に管理状況検査の受検を規定する等、自主管理の徹底を図り、衛生確保に努めた。

表231 対象施設

	総数	川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生	
小規模水道	11	-	1	-	3	1	2	4	
小規模受水槽水道	2,117	477	295	380	339	170	273	183	
用途別	共同住宅	1,023	143	142	195	189	107	149	98
	事務所	168	85	14	23	21	5	7	13
	店舗	132	70	8	12	13	9	12	8
	学校	34	11	2	3	11	-	3	4
	工場	36	15	-	4	11	-	3	3
	病院	15	2	6	1	4	1	1	-
	旅館	20	9	4	6	-	-	-	1
	興行場	2	2	-	-	-	-	-	-
	寮	93	12	11	26	19	3	18	4
	集会場	2	-	-	2	-	-	-	-
	併用	469	93	101	107	46	27	66	29
	その他	123	35	7	1	25	18	14	23
	容量別	0トン超8トン以下	1,683	396	254	287	265	116	228
8トン超10トン以下		434	81	41	93	74	54	45	46
飲用井戸（水道未布設）	11	-	-	1	2	1	3	4	
災害時協力井戸（一部再掲）	（飲料水供給施設）	9	-	-	-	3	1	2	3
	（生活用水供給施設）	287	4	9	8	47	49	119	51

資料：生活衛生課